

平成27年度

医療技術・サービス拠点化促進事業  
(外国人患者受入の事業性評価に向けた実証調査事業)

公 募 要 領

平成27年5月

株式会社 野村総合研究所

平成27年度 医療技術・サービス拠点化促進事業  
(外国人患者受入の事業性評価に向けた実証調査事業)

公募要領  
目 次

はじめに	1
I. 委託事業の概要	2
1. 委託事業の目的	
2. 委託事業の実施主体	
3. 委託事業の対象範囲	
4. 委託事業の実施期間	
5. 応募から事業開始までの流れ	
II. 応募資格	5
III. 応募手続	9
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
IV. 審査・選定	11
1. 審査の方法及び手順	
2. 審査基準	
3. 採択された場合の留意点	
V. 契約	14
1. 委託契約の締結、委託費の支払い	
2. 委託費の内容	
3. 経費支出の注意	
4. 知的所有権の帰属	
5. 事業者の義務	
VI. その他	18
・問い合わせ先	
・質問状	

## はじめに

先進国のみならず新興国においても、経済成長に伴って高齢化が進展するとともに、死因や疾病構造も大きく変化しつつあります。がんや生活習慣病の増加は全世界が直面している大きな課題であり、例えば、糖尿病患者数は、国際糖尿病連合（IDF）によると今後 20 年間で 1.5 倍以上増加し、約 3 億 8,700 万人（2014 年）から約 5 億 9,200 万人（2035 年）にのぼると想定されています。

こうした状況にあって、我が国が「課題先進国」として、その優れた医療サービス及び医療機器等（以下「医療技術・サービス」という。）を各国に提供していくことは、各国の医療水準の向上に大いに貢献するとともに、各国において伸び行くヘルスケア分野の需要を取り込むことを通じて、我が国の医療機器等関連産業を拡大させる効果が想定されます。さらに、国外の患者を受け入れることによって、保険診療以外で医療機関が収入を得ることは、医療機関の財務基盤の強化を通じて更なる医療技術・サービスの充実につながり、国内患者向けの医療サービスの向上にもつながると考えられます。

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）及び「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月閣議決定）においては、我が国の優れた医療技術・サービスの国際展開（以下「医療の国際展開」という。）をアウトバウンド・インバウンドの両面で推進していく旨が明記されており、医療の国際展開は経済成長を図る上での重点施策の一つに位置付けられています。我が国の良質な医療を普及する観点から、相手国の実情に適した医療技術・サービスの輸出を促進するとともに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据えながら、外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策を、着実かつより加速させて実施していくことが必要です。

このように、医療の国際展開を促進するための取組は、諸外国の医療水準の向上や国民の健康寿命の延伸に貢献しながら、我が国の経済成長に資するものであり、国を挙げて取り組むべき施策です。

以上の背景を踏まえると、外国人患者の受入を通じた日本の医療圏の拡大によって、諸外国及び我が国自身の医療環境の向上に貢献する方策のあり方について検討を行うことは喫緊の課題です。そこで、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」という。）は、「平成 27 年度医療技術・サービス拠点化促進事業（外国人患者受入の事業性評価に向けた実証調査事業）」（以下「本委託事業」という。）を実施することといたしました。

なお NRI は、本委託事業の実施に関して経済産業省の委託を受けており、本委託事業全体の運営に係る事務、採択された事業者との委託契約など、事業全体の運営を統括いたします。

# I. 委託事業の概要

## 1. 委託事業の目的

本委託事業では、医療機関における外国人患者受入促進のための取り組みについて幅広く提案を募り、国の「委託事業」として支援を行うことで、日本の医療技術・サービスの国際化や国際競争力強化を目指します。

## 2. 委託事業の実施主体

本委託事業の実施主体は、外国人患者の受入主体となる医療機関を含むコンソーシアム（本委託事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅡ.(2)を参照のこと。）とします。

## 3. 委託事業の対象範囲

### (1) 応募対象となる事業

本委託事業の目的に鑑み、外国に居住しており、医療機関での受診を目的として来日する外国人患者の受入促進に関する事業を応募対象とします。

#### (i) 患者に提供される医療

本事業を通じて外国人患者に提供される医療は、治療もしくは健診・検診を対象とします。なお、美容整形・審美歯科等を目的とした外国人患者受入促進事業は応募の対象となりません。

#### (ii) 患者の居住国・地域

患者の居住国は、我が国におけるこれまでの外国人患者の受入実績に鑑み、以下を想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合はこの限りではありません。

- ・ 中国
- ・ ロシア
- ・ ASEAN 等

なお、日本に居住もしくは長期滞在している外国人は対象としないのでご注意ください。

## (2) 実施内容

医療機関での受診を目的として来日した外国人患者を、事業期間内に10人以上を目標に受け入れ、外国人向けの診療価格の設定や収支計画の策定及び事業評価、持続的なビジネスモデル構築の検討をするための実証調査を実施します。

併せて、外国人患者受入推進上の課題（例：食事・施設面等での異文化対応、訴訟リスクへの対応、患者帰国後のフォローアップ体制等）の整理及び対応策についての調査や、医療機関と受入業務に関わる事業者（通訳・宿泊事業者等）との連携のあり方の検証等を実施します。

また、本事業は、医療機関等において外国人患者受入に関わるビジネスモデルを、実証事業を通じて検討するためのものですので、外国人患者の来日・診療に掛かる諸費用（日本への渡航費、外部事業者利用料、入院・診療費用、同伴者の日本への渡航費・日本滞在費用等）については、外国人患者及びその家族に自己負担頂くことを前提としています。（本事業費をこれらの費用に充当することは認められませんので、ご注意ください。）

### <留意事項>

施設整備や設備購入は、委託事業の範囲に含みません。

## 4. 委託事業の実施期間

本委託事業の実施期間は、委託事業の契約締結日から事業実施報告書の作成も含めて、遅くとも平成28年2月29日までに完了する範囲とします。

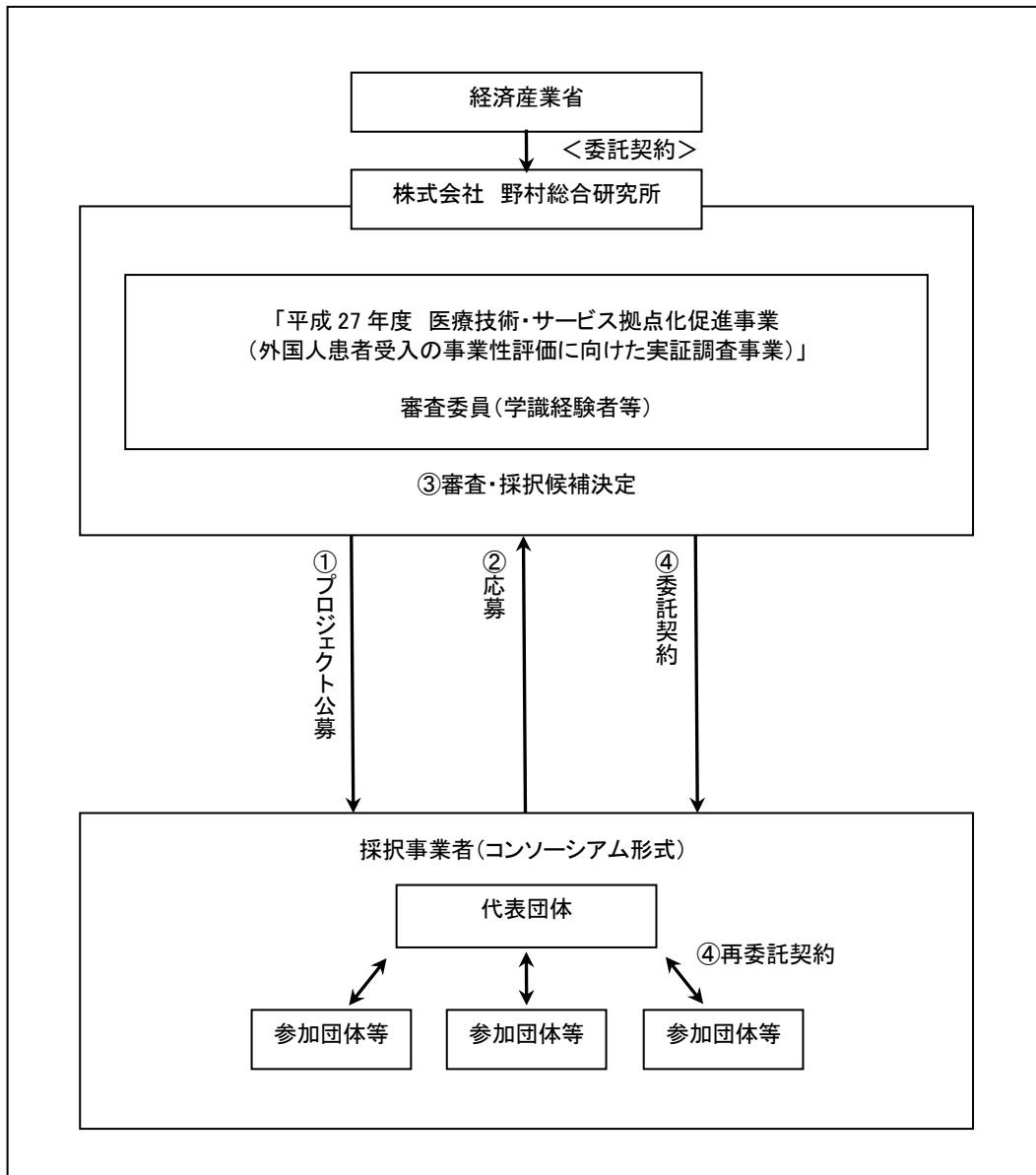
なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびにNRIと申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本委託事業に係る経費のうち、計上できる経費には、委託事業の契約締結日以降、委託事業完了日までに支出が発生するものが対象となります。ただし、コンソーシアムの代表団体から参加団体等への事業委託期間は、代表団体による参加団体等の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも委託事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

## 5. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

- ・平成27年5月29日（金）：プロジェクト公募（下図①）
- ・平成27年5月29日（金）～6月18日（木）：応募（下図②）
- ・平成27年6月19日（金）～7月上旬：審査・採択候補決定、委託契約（下図③、④）
- ・平成27年7月上旬：事業開始予定



## Ⅱ. 応募資格

### (1) コンソーシアムの定義

本委託事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）及び代表団体と本委託事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体等」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本委託事業に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、採択決定の後に、NRI と委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶこととなります。

本委託事業では、委託費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となりますので、利益の計上はできません。

### (2) コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムを構成する場合は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが応募できることとします。

- ① コンソーシアムは、以下の（3）に示す代表団体及び参加団体等によって構成されるものとします。
- ② コンソーシアムは、法人格を有する医療機関、民間事業者又は団体を複数含む構成とします。なお、共通する課題に取り組むために参集する同業他社によって構成される法人格を有する組織については、この限りではありません。
- ③ コンソーシアムの代表団体は、医療機関でも民間事業者等でも構いませんが、代表団体・参加団体のいずれかに、外国人患者の受入主体となる医療機関が含まれることとします。
- ④ NRI では、本委託事業においてコンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、NRI からの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください。

### (3) コンソーシアムの構成員に関する資格要件

#### ① 代表団体

代表団体は、自ら本委託事業の一部を実施するとともに本委託事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、NRI との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(代表団体の資格要件)

- (i) NRI 及び参加団体等との委託契約を締結できること (注)。
- (ii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (iii) 本委託事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (iv) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を代表団体に任命していること。

(注) 代表団体と参加団体等とが締結する委託契約は、NRI との委託契約に準拠していただきます。

#### ② 参加団体等

参加団体等は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体等には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(参加団体の資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
  - (ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること。
- (注) 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体等は、委託契約期間内に代表団体による委託金額確定検査に応じる必要があります。

(留意事項)

申請書に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点で参加団体等から除かれることは原則認められません。



### ③ コンソーシアムの代表団体もしくは参加団体となる医療機関の資格要件

本委託事業にコンソーシアムで応募する医療機関は、以下の要件を全て満たすことが必要です。

(コンソーシアムに含まれる医療機関の資格要件)

- (i) 外国人患者の受入を予定している診療科において、日本国内での十分な実績・経験を有すること。
- (ii) 医師法や医療法等の医事法制及び厚生労働省や学会等が定めるあらゆるガイドラインを遵守して患者の診断・治療を行うこと。また、外国で当該診断・治療を実施する場合は、当該国の法令・ガイドラインを遵守すること。
- (iii) 当該診断・治療を行う前に、インフォームドコンセントを十分に行い、患者等からの書面での同意を得ること。

### ④ 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施及び成果管理を総括する自然人で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じてその代理を務める自然人で、参加団体等に属する者とします(代表団体以外)。

総括事業代表者及び副総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本委託事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NRIからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、NRIからの連絡事項を周知徹底することができること。

### ⑤ 事務管理責任者

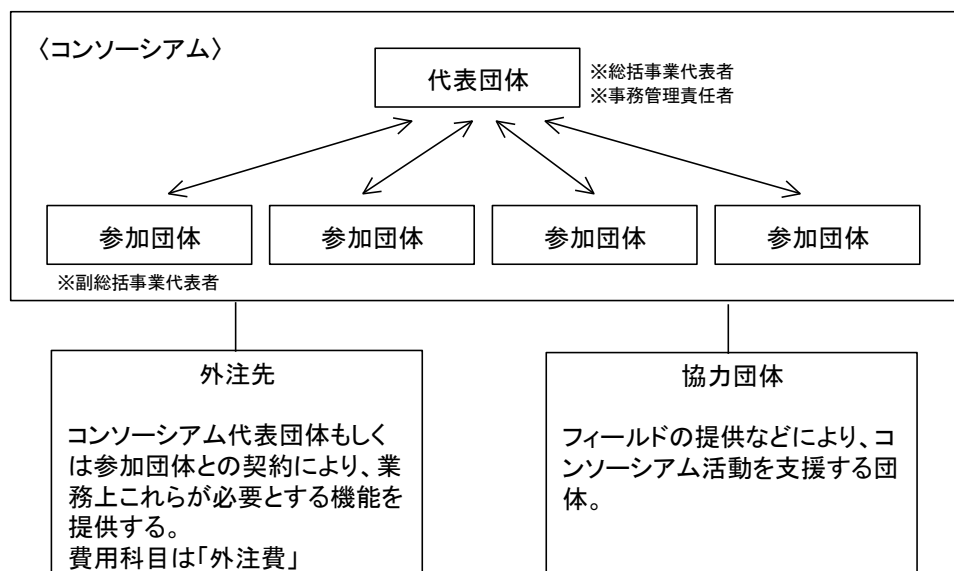
事務管理責任者は、委託事業の契約、経費管理及び手続きを総括する自然人で、代表団体に所属する者とします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本委託事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

- (i) 本委託事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本委託事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) NRI からの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体等、外注先、協力団体の関係



#### (4) その他

##### ① 重複応募・重複事業参画の制限

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省又は他省庁に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合は、必ず当該事業名を記載し、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けを応募書類に明確に記載してください。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

##### ② 不適正経理に伴う応募資格の停止

本委託事業において、不適正経理等を行ったために、委託費の全部又は一部を返還させられた代表団体及び参加団体等については、一定期間、経済産業省の補助事業等への参画が認められないことがあります。

### Ⅲ. 応募手続

#### 1. 応募者

応募は、NRI との委託契約を締結する代表団体の長が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

#### 2. 応募書類と提出部数

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出してください。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①の公募申請書（様式1）から⑧の参加団体等の概要（様式8）までをセットしたもの7部（正1部、副6部）、及び⑨の申請受理票（様式9）1部、またそれらの電子ファイルと⑩返信用封筒1枚を併せて提出してください。

①から⑧の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ①公募申請書（様式1） <7部（正1部、副6部）>
- ②公募提案書（様式2） <7部>
- ③予算額書（様式3） <7部>
- ④代表団体の概要（様式4）（注1）及び過去3年分の財務諸表（注2） <7部>
- ⑤コンソーシアム概要（様式5） <7部>
- ⑥リーダー・サブリーダー経歴書（様式6） <7部>
- ⑦事務管理責任者経歴書（様式7） <7部>
- ⑧参加団体等の概要（様式8） <7部>
- ※以上①～⑧の各文書を収めた電子媒体 <1部>

⑨申請受理票（様式9） <1部>

⑩返信用封筒 <1枚>

返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（82円）を貼付してください。

（注1）代表団体の分のみの提出で良いものとする（参加団体の分は不要）。

（注2）有価証券報告書から該当部分を抜粋して提出する場合は、該当部分のみをコピーして提出する。また、新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとする。

提出された応募書類は本委託事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から⑧の各書類及びその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Word を推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。また、応募書類の様式は、野村総合研究所（NRI）のホームページ [http://www.nri.com/jp/products/consulting/m\\_consulting/koubo/medical/index.html](http://www.nri.com/jp/products/consulting/m_consulting/koubo/medical/index.html) からダウンロードできますので、ご利用下さい。

### 3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成27年5月29日（金）  
公募締切 平成27年6月18日（木） 12時※必着  
（受付は郵送もしくは宅配便のみ。）

応募書類の提出先：社会システムコンサルティング部内  
「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業」事務局係  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル  
TEL：03-5533-2924（小松・福永）

- ・ 応募書類は、郵送もしくは宅配便により NRI に提出してください（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、バイク便、電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

#### （その他の留意事項）

- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 採択結果は NRI より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

## IV. 審査・選定

### 1. 審査の方法及び手順

学識経験者等からなる平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業（外国人患者受入の事業性評価に向けた実証調査事業）の審査委員による書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、ヒアリング審査を実施することがあります。

#### （1）審査プロセス

##### ①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

##### ②（必要に応じて）ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を、平成27年6月下旬、東京にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。なお、場合によっては、コンソーシアムの他の構成員の参加を求めることがあります。

#### （2）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類作成の作成要領」を参照下さい。
- ・審査を行う審査委員については、非公開とします。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

## 2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

- (1) 本公募事業の目的との整合性に係る評価（様式2—A）
  - ①本公募事業での取り組みの背景と目的が明確になっているか。
  - ②政策目的や本公募事業の目的（P2参照）と提案内容は合致しているか。
- (2) 事業収益性の評価（様式2—B）
  - ①将来的にビジネスベースで自律的・持続的に収益が期待できる事業モデル（外国人患者からの診療報酬等により黒字経営、投資回収等実現している、外国人患者受入をコア事業としながら関連事業を含めた事業モデル全体での収益性が確保されている等）になっているか。
  - ②事業化計画の詳細（受入患者数、5年程度の収支計画・スケジュール・パートナー候補および連携状況等）が明確かつ具体的に記載されているか。
- (3) 本公募事業の内容の評価（様式2—C）
  - ①本公募事業での具体的な取り組み内容が具体的かつ実効性のあるものか（本事業における外国人患者の受入目標数（10人以上）を達成できる内容であるか等）。
  - ②本公募事業のスケジュールは明確になっているか。
- (4) 本公募事業に期待される効果に係る評価（様式2—D）
  - ①本公募事業を通じて得られると期待される成果が、特定の事業者の収益ではなく、わが国の医療技術・サービス等の拠点化促進につながるビジネスモデルとなっているか。
  - ②本公募事業によって得られると期待される効果・規模が申請金額に見合っているか。
- (5) 事業の実現性に係る評価（様式2—E）
  - ①将来的な事業主体となりえる主体を含む、実行性のある体制が組まれているか。また、受入主体となる医療機関内において、外国人患者の受入の意義や本事業への理解が十分に進んでいるか。
  - ②代表団体や参加団体等の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。
  - ③財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。
  - ④本公募事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。  
—実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々

### 3. 採択された場合の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択された事業者もしくはコンソーシアム（以下、「採択事業者」という。）に対して、改めて説明を行いますが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・各採択事業者は、事業期間中、NRI の求めに応じて、進捗報告を行います。
- ・各採択事業者は、事業期間中、事業の進捗や事業成果等の状況について報告を行います。
- ・各採択事業者には、委託事業の成果を取りまとめた成果報告書をご提出いただきます。なお、提出期限は委託事業完了日までとします。
- ・各採択事業者には、実施した委託事業の概要及び委託事業に要した経費を取りまとめた実績報告書をご提出いただきます。なお、提出期限は委託事業完了日の1週間後までとします。

## V. 契約

### 1. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・採択候補となった事業については、代表団体がNRIと速やかに委託契約を締結することとします。その後、代表団体は、参加団体等と委託契約を結ぶこととなります。
- ・代表団体には契約に必要な書類を速やかにNRIに提出していただくこととなります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご注意ください。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外には使用できません。
- ・委託費の支払いについては、原則、事業完了後の精算払いとなります。
- ・代表団体は、委託契約を締結するすべての参加団体等に対して委託金額確定検査を実施する必要があります。
- ・委託契約の締結・委託費の支払いについては、別添「委託契約書案」と「委託事業事務処理マニュアル」を参照ください。

### 2. 委託費の内容

- ・委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。本委託事業における委託費とは、「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業（外国人患者受入の事業性評価に向けた実証調査事業）」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアムに対して支払われるものを指します。したがって、本委託事業を実施したことに対する利益の計上は認められません。
- ・代表団体は人件費、事業費、参加団体等に対する再委託費、一般管理費を、参加団体等は代表団体からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を、それぞれ計上できます。
- ・外注費は委託費総額の5割未満とします。
- ・計上可能な経費区分は次表のとおりです。



### 本委託事業において計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	代表団体・参加団体等の役職員が、事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費※1
	会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（ただし、飲酒に係る経費は対象外）等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価）
	借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	外注費	認知度向上に向けて、受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（現地セミナーの開催や、多言語ホームページ整備等に関する請負契約）
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の冊子の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) -運搬費（郵便料、運送代） - 翻訳通訳、速記費用 -通信費（画像送受信等） 等
再委託費	再委託費	発注者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※1 現地の患者送出医療機関、コーディネーター等の招聘費用の計上も可能です。

### 3. 経費支出の注意

上記2. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

#### (1) 人件費

- ・ 地方公共団体は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。

#### (2) 謝金

- ・ 採択事業者内部の有識者への支出は認められません。

#### (3) 機器等

- ・ 本委託事業において使用する機器等（20万円未満のものも含む）は、本委託事業期間内でリース又はレンタルすることは認めますが、購入は認められません。

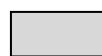
(4) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させていただきます。

(5) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 有料にてサービスを利用者に提供する場合、事業期間中のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業における経費の対象外となります。ただし、本委託事業の目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果については、報告させていただきます。
- ・ 有料サービスを提供する場合、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本委託事業における経費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン（例）

 : 本委託事業費に計上できる経費

調査開始 → 調査終了

.....	サービス設計・開発	トライアルサービス	有料サービス実施
.....	サービス設計・開発	トライアルサービス（無料提供）	
.....	サービス設計・開発	有料サービス実施	
.....	サービス設計・開発	有料サービス実施	

注： 有料サービス実施における効果検証（利用者アンケート実施、課題抽出のための調査）等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

#### 4. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の3つの条件を遵守していただくことを条件に、事業者とすることができます。また、代表団体と参加団体等との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体等とすることができます。詳細については、委託契約時にお問い合わせください。

- (1) 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を NRI を通じて国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的所有権を実施する権利を NRI を通じて国に許諾すること。
- (3) 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ実施許諾すること。

#### 5. 事業者の義務

- (1) 事業者は、本委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、本委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、NRI から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 本委託事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、NRI は事業者に報告を求め、又は NRI の職員が本委託事業に関する帳簿等の調査を行います。事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) NRI は、事業者が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

## VI. その他

\* 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールでご送付ください。

なお、問い合わせ締切りは、平成27年6月12日（金）17：00※必着といたします。

### <問い合わせ先>

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内  
「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業」事務局

メールアドレス：[imc-meti@nri.co.jp](mailto:imc-meti@nri.co.jp)

### \* 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、野村総合研究所と経済産業省が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<http://www.nri.co.jp/site/security.html>

個人情報の取り扱いについて：<http://www.nri.co.jp/site/privacy.html>

以上

## 質問状

社名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章名及び頁	
質問内容	